



地図データ ©2023、地図データ ©2023 10 m

岸和田市隣接地取得費補助金(案)

<例>

- Cは空き家であり、接道がない。
C所有者は売却希望だが、接道がないため売却されない。
D所有者へ売却したいと考えている。
- Dは1年以上居住の用に供しており、接道がある。

D所有者が申請者となり、隣接地取得費補助金を申請する。

D所有者が△00万円でCを購入すると、補助金として△00万円の1/〇である〇〇万円が受け取れる。

- Cに接道がなく、Dには接道があることが条件。
- Cが空き家であることが条件。
- 売却したくても買い手がつかない接道なし空き家を解決するために有効。

◎Cの空き家を除却しない場合は、適正管理するように補助要綱に記載する。

◎申請時に売買が完了していないと、市役所が仲裁するように求められる可能性がある。

◎啓発の仕方がむずかしい。

◎CまたはDに条件を設けないと、何回でも補助申請が可能になってしまう。